

<別紙>

1 審査会の設置

令和7年8月7日、審査請求者「音堅 良一」議員、他議員8名の連署をもって、都城市議会議員政治倫理規程第4条の規定による都城市議会議員政治倫理審査会の請求書が提出された。

「神脇清照」議長は、当該審査請求に対して、同日都城市議会議員政治倫理審査会を設置し、同月19日に当該事案について議員6名に審査を付託した。付託された議員は、次のとおりである。

広瀬 功三	議員
川内 賢幸	議員
楠見 千穂子	議員
坂元 唱子	議員
長友 潤治	議員
小玉 忠宏	議員

2 審査の経過

第1回審査会

令和7年8月19日（水） 13:40 ～ 14:34

神脇 清照議長および委員6名出席

1 協議事項

(1) 都城市議会議員政治倫理審査会への審査請求について

～議長より説明～

【説明概要】

- ・ 8月5日市長より申入れあり
「市議会議員の市職員に対する不当要求行為及びパワーハラスメント行為と疑われる言動に係る申し入れ」
- ・ 同日、全議員に対して、申し入れの文書を情報共有
- ・ 8月7日、都城市議会議員政治倫理規程第4条の規定に基づく審査請求
- ・ 直ちに、委員会等の委員選出に関する要項の例により委員の推薦を依頼
- ・ 市民の皆様からの信頼回復のためにも早急な対応を求めるもの。

(2) 正・副委員長の互選について

根拠規程 都城市議会議員政治倫理規程第5条（審査会の設置等）第5項 第1号「委員長・副委員長各1人を置く」「互選によりこれを定める。」

準用規程 都城市議会委員会条例第10条（委員長及び副委員長が共にいないときの互選）第2項「委員長の互選の場合には、年長の委員が委員長の職務を行う。」

※年長委員 小玉 忠宏 委員

準用規程 都城市議会会議規則第125条（互選の方法）、第126条（選挙規定の準用）

※互選の方法：委員長選挙・副委員長選挙ともに「単記無記名投票」で実施

選挙結果 ①委員長 長友 潤治 委員 (有効投票数 6 票、得票数 5 票)
 小玉 忠宏 委員 (得票数 1 票)
 ②副委員長 小玉 忠宏 委員 (有効投票数 6 票、得票数 3 票)
 広瀬 功三 委員 (得票数 2 票)
 楠見 千穂子委員 (得票数 1 票)

⇒上記のとおり **決定**

(3) 政治倫理審査会の調査事項について

運営要件 都城市議会議員政治倫理規程第 5 条第 5 項 (審査会の設置等)

審査会職務 都城市議会議員政治倫理規程第 6 条 (審査会の職務等)

① 審査事項について ※審査請求書をもとに下記を説明。

- 1 審査請求の対象となる議員 温水 ともひさ議員
- 2 審査請求の対象となる事由 都城市議会議員政治倫理規程第 3 条第 3 号
 ※市職員の公正な職務執行の妨げ。妨げるような働きかけ。

3 審査請求の対象となる事由の内容

『市職員に対する不当要求行為及びパワーハラスメント行為と疑われる言動について』

⇒上記のとおり説明・確認 **了承**

② 調査期間について

・令和 7 年 8 月 19 日 ～ 令和 7 年 11 月 15 日 (90 日間)

⇒上記のとおり説明・確認 **了承**

③ 調査の進め方について

○聞き取り順序 : 温水議員 → 執行部の順

○審査のポイント : 都城市議会議員政治倫理規程第 3 条第 3 号抵触の有無

※参 考 規 定 : 都城市不当要求行為等防止対策委員会設置要綱

都城市庁舎管理規定

都城市職員のハラスメントの防止等に関する規定

○日 程 調 整 : 温水議員 → 8/25 (月)、8/29 (金) で調整 ※事務局調整

執 行 部 → 9/5 (金)、9/8 (月) で調整 ※事務局調整

○そ の 他 : 聞き取り内容を精査し、さらなる参考人の招致が必要となった場合には、審査会で協議の上、判断する。

⇒上記のとおり協議 **決定**

2 その他 なし

第2回審査会

令和7年8月29日（金） 13:30 ～ 15:45

神脇 清照議長および委員6名出席

1 協議事項

(1) 第1回の協議内容の確認について (省略)

(2) 温水ともひさ議員への聞き取り方法について

8/5付け、「市長の申し入れ文書」に記録のある事象について、正確に把握するため、7/31（木）の行動について、「時系列」に順を追って確認することを委員長が提案。

※確認・質問項目については、以下のとおり

【確認事項・質問（案）】※7/31の行動について確認することを告知した上で質問

①窓 口：どこの窓口に行ったのか。訪問した課の確認。※訪問時間も含む

②職 員 数：担当した職員の数。

③訪問用件：何の業務への対応を訴えたのか。市の業務（内容）の確認。※事業名のみ

④発生個別：「大 声」＝怒鳴ったのはどこか。※周り（来客・職員）の状況・様子含む

「呼び鈴」＝連打したのはどこか。※周り（来客・職員）の状況・様子含む

⑤注意事項：「第三者」に関わる発言など、個人情報が含まれる発言があった場合の対応

※状況によっては「秘密会」への切替えも検討が必要

⑥そ の 他：「不当要求行為」「パワーハラスメント」への認識（確認）

⇒上記のとおり協議・確認 **決定**

(3) 温水ともひさ議員への聞き取り【温水ともひさ議員入室】

・大声で怒鳴る、呼び鈴の連打、机を1回叩く行為を認めるが、「パワーハラスメント行為」には当たらないとの認識

・不当要求行為については身に覚えがないとの認識

⇒上記のとおり **実施**

(4) 次回の審査について

①参考人（執行部）への出席依頼の内容について ※9月5日午前中（開始時間を協議）

～本日の聴き取り状況を踏まえて～

【確認事項・質問（案）】

・担 当 課：障がい福祉課・こども家庭課

・出 席 者：担当した職員など（想定）

・聴取内容：窓口での対応状況を確認 ※職員の「応援要請」含む

・提供資料：参考規定のほか、行為認定に至った資料等の提供を依頼（予定）

・そ の 他：「不当要求行為」「パワーハラスメント」への認識（確認）

⇒上記のとおり説明・確認 **了承**

②参考人（執行部）の出席に伴う措置について

【協議・調整事項】※執行部からの参考人出席の際の条件

- ・要件１（１）①＝秘密会での開催（非公開）
- ・要件１（１）②＝入室経路への措置（パーテーション等）
- ・要件１（２）＝報告書等への氏名等の個人特定情報の不記載
- ・要件１（３）＝正副議長・政倫審査会委員以外の議員傍聴の不許可
- ・要件２＝同行者（総務課長及び職員課長）の出席及び参考人の同行者への相談の許容
- ・要件３＝同行者の会議録音
- ・要件４＝参考人への質問は、本件に係るものに限定
- ・要件５＝資料の提出は事前に公文書で依頼

⇒上記の全項目について 了承

③その他

- ・今後の審査について（方向性確認）
- ・都城市議会議員政治倫理規程第６条第３項（弁明の機会の付与）

⇒第３回以降に実施予定 了承

２ その他 なし

第３回審査会

令和７年９月５日（金） １０：００ ～ １１：２４

神脇 清照議長および委員６名出席

１ 協議事項

（１）第２回の協議内容の確認

- ①温水ともひさ議員への聞き取り方法について
- ②温水ともひさ議員への聞き取り
- ③次回の審査について
- ④その他 今後の審査については、随時、審査会で確認協議する。

⇒上記のとおり報告・確認 了承

※参考人への聞き取り方法の協議前に、秘密会での開催（非公開）について、委員より、今回の審査会が「秘密会」か「非公開」かの確認を求める意見あり。

※「秘密会」及び「非公開」の認識の相違により、再調整を要したため、協議事項（２）（３）は、未了。

（２）参考人への聞き取り方法について

未了

（３）参考人への聞き取り 【参考人入室】

未了

(4) 次回の審査について

決定事項 ※新たに協議・調整した事項

○執行部への確認事項（事務局 ⇄ 総務課・職員課）

- ①事実関係（パワーハラスメント行為及び不当要求行為疑い）が確認できる文書の提供の可否
- ②文書を提供する際の要件等の確認 ※参考人招致に係る要件と合わせて確認
- ③日程調整 ※次回の審査会に合わせ文書回答期限を調整（9/19 or 9/22）

⇒上記のとおり協議・確認 **了承**

第4回審査会

令和7年9月22日（水） 15:00 ～ 16:29

神脇 清照議長および委員6名出席

※冒頭で秘密会での開催について諮り、「全会一致」で決定

1 協議事項

(1) 第3回の協議内容の確認 （省略）

(2) 本日の審査の進め方について

- ・執行部から提供された資料（紙）を配付し、協議終了後は事務局が回収
- ・資料配付後、熟読時間を設定
- ・資料を基に作成した時系列の「比較表」を用い全委員で内容を確認し、各委員の意見を集約

⇒上記のとおり協議・確認 **了承**

(3) 次回の審査について

- ・温水議員からの聞き取りと、執行部提供資料の情報を基に「比較表」を作成し、それに基づき次回の審査を実施

⇒上記のとおり協議 **決定**

2 その他

- ・秘密会の決定は次回の冒頭で諮るしかないのか。
⇒この会を閉める前に秘密会ということを諮り決定すれば、マスコミ等へ次回も「秘密会」ということを告知できる。
- ・第5回政治倫理審査会も「秘密会」での開催とする。

⇒上記のとおり協議 **決定**

第5回審査会

令和7年10月1日（水） 13:00 ～ 14:44

神脇 清照議長および委員6名出席 ※秘密会での開催

1 協議事項

(1) 本日の審査の進め方について

- ・執行部の提供資料と、温水議員からの聞き取り内容を時系列にまとめた資料（紙）を配付
- ・事務局からの説明後、資料を熟読
- ・質問事項に漏れ等がないか確認

⇒上記のとおり説明・確認 **了承**

○追加の質問事項について確認

【障がい福祉課関係】

- ・チャットルームでの、温水議員の発言の真意
- ・大声が先か、呼び鈴が先か
- ・金銭トラブルの当事者の自己決定の認識（状況）

【こども家庭課関係】

- ・温水議員が市に求めた対応
 - ①録音データの削除を求めた理由 ②弁護士への相談・違法性の訴え
- ・電話のどの部分で不当要求と感じたのか
- ・7/1以前にも温水議員とやり取りがあったのか
- ・対応できない旨の説明があったのに、窓口へ行った理由

⇒上記のとおり協議・確認 **了承**

(2) 次回の審査について

- ・執行部の聴取を行った後に、温水議員へ再度聞き取りを実施する。
なお、執行部の聴取前には、今回出た意見を踏まえ質問事項を整理し、再度、審査会を実施する。
- ・執行部の参考人招致は、障がい福祉課、こども家庭課及び不当要求対策室を同日に実施することで調整する。
- ・執行部へ日程を打診し、早めに日程を決定する。

⇒上記のとおり協議 **決定**

2 その他

- ・第6回政治倫理審査会は、10月8日（水）午後に秘密会で開催する。

⇒上記のとおり協議 **決定**

第6回審査会

令和7年10月8日（水） 13:30 ～ 14:24

神脇 清照議長および委員6名出席 ※秘密会での開催

1 協議事項

(1) 本日の審査の進め方について

- ・前回協議した内容について整理した資料「質問一覧表（紙）」を配付
- ・資料をもとに、一問一答方式で執行部へ質問
- ・質問の次第等は、正副委員長へ一任
- ・質問事項に漏れ等がないか確認

- ・委員から資料内容について説明を求める意見あり→事務局が概要を説明
- ・質問漏れを指摘する意見あり
- ・質問事項の漏れを追加修正した上で、質問次第は正副委員長へ一任

⇒上記のとおり説明・確認 **了承**

(2) 次回の審査について

- ・委員長が執行部へ質問し、聞き取りを進める。その中で、事実確認（認定）する上で必要があれば、質問前に委員間での合意形成したものを委員長から再質問する。
- ・日程調整は、10月22日、23日、24日の3日間うちいずれかで開催予定とする。
- ・第7回政治倫理審査会も「秘密会」での開催とする。

⇒上記のとおり協議 **決定**

2 その他

- ・今後の審査会のスケジュールについて確認
- 執行部への聞き取り以降の進め方（11月14日が報告期限）
- ①温水議員への再聞き取りと弁明の機会の付与
 - ②事実関係の確認
 - ③政治倫理基準に抵触したか否かの確定
 - ④措置の決定
 - ⑤報告書の案の作成
 - ⑥報告書の確定

⇒上記のとおり協議・確認 **了承**

第7回審査会

令和7年10月24日（金） 8:45 ～ 12:15

神脇 清照議長および委員6名出席 **※秘密会での開催**

1 協議事項

(1) 本日の審査の進め方について

- ・前回協議した内容について整理した「質問一覧表（紙）」を配付する。
- ・資料をもとに、「一問一答方式」で執行部へ質問する。
- ・これまでの協議資料（紙）も配付する。
- ・質問事項に漏れ等ないか確認する。
- ・追加質問がある場合は、委員会で諮った後に、委員長が再質問を実施する。

⇒上記のとおり説明・確認 **了承**

【執行部へ聞き取り実施】（総務課長・職員課長同席）

**※職員への聞き取り内容は「地方公務員法第34条」に規定する情報が含まれるため、
不掲載**

(2) 次回の審査について

- ・温水議員への聞き取り内容、執行部の資料及び聞き取り内容を踏まえて、不当要求行為及びパワーハラスメント行為と疑われる言動・行動を中心として、新たに抽出した

質問事項を追加したものをもとに温水議員へ再度聞き取りを実施する。

- ・また、温水議員への弁明の機会の付与、事実関係の確認、政治倫理基準に抵触したか否かも協議する。
- ・第8回政治倫理審査会も秘密会で開催する。

⇒上記のとおり協議 **決定**

2 その他

- ・次回の日程は、温水議員、審査会委員の調整による。

⇒上記のとおり協議・確認 **了承**

第8回審査会

令和7年10月29日（水） 15:30 ～ 17:10

委員6名出席 ※秘密会での開催

1 協議事項

(1) 本日の審査の進め方について

①温水議員への再質問

- ・前回協議した内容について整理した「質問一覧表（紙）」を配付
- ・資料をもとに、「一问一答方式」で温水議員へ再質問

②弁明の機会の付与

- ・質問の回答時、及び、最後に弁明の機会を付与

③事実関係の確認

- ・事実関係を確認するために、追加質問がある場合は、委員会で諮った後に、委員長が再質問を実施

⇒上記のとおり説明・確認 **了承**

【温水議員へ聞き取り実施】

○温水議員の言動・行動（入室前）

- ・当日（午後）、温水議員より「補佐人3名」が同席する旨の申し出あり
- ・入室直前（委員会室前にて待機中）に、温水議員への質問の回答は、補佐人が回答（発言）する旨の「委任状」の提示あり ※直ちに審査会へ報告

○温水議員の言動・行動（入室後）

- ・温水議員と補佐人3名が入室後、審査会の進め方について、委員長が説明
※会議内での発言は委員長の許可による旨も説明
- ・温水議員より、「法的手続きに入るため、この場での発言を一切差し控える」旨の発言あり ※発言後、温水議員及び補佐人は自主退室される。

※温水議員の「退室」により、聞き取り不能となったため、以下の「④」・「⑤」については 未了。

④「政治倫理規程第3条の政治倫理基準」に抵触したか否かについて **未了**

⑤報告書について **未了**

(2) 次回の審査について

- ・再度、温水議員へ審査会の出席又は質問に対する文書回答を打診する。
- ・出席拒否又は文書回答拒否の場合、次回、報告書作成に向けた協議を実施する。
- ・次回、第9回政治倫理審査会の開催についても秘密会で開催

⇒上記のとおり協議 **決定**

※審査会終了後、温水議員へ電話連絡し審査会への対応を打診するも、翌日（10/30）、
「対応しない」旨の連絡があったため、直ちに各委員へその旨、電話にて連絡。
（報告書作成に向け準備を進めるよう、正副委員長から指示あり）

2 その他

- ・第9回政治倫理審査会は、11月7日（金）15時30分から「秘密会」で開催する。

⇒上記のとおり協議 **決定**

第9回審査会

令和7年11月7日（金） 15:30～18:57

神脇 清照議長および委員6名出席 **※秘密会での開催**

1 協議事項

※10/31（金）、温水議員より政治倫理審査会へ再出席し対応（発言）したい旨の
申し出あり。これに伴い、急遽、11/7（金）の審査会において聞き取りを実施

(1) 本日の審査の進め方について

①温水議員への再質問

- ・委員長から「一問一答方式」で温水議員へ聞き取り
- ・答弁に対しての委員からの再質問は、事象の有無の判断に必要なものを委員に諮り
委員間で合意したものを委員長から再質問を実施

②弁明の機会の付与

- ・温水議員へは、質問への回答の際に弁明の機会を付与
- ・全ての質問が終わった後も、弁明の機会が付与されることを告知
- ・弁明は他人への誹謗中傷や、同じ弁明を何度も繰り返す等、状況によっては途中で
中止せざるを得ない場合もあることも告知

③事実関係の確認

○温水議員への質問概要（再質問の内容）は以下のとおり

【障がい福祉課関係】

- ・障がい福祉課への電話の内容
- ・来庁時の窓口での行動・言動の確認 ※大声・呼び鈴どちらが先か含む
- ・チャットルームでの、温水議員の発言の真意
- ・「パワーハラスメント行為」「不当要求行為」についての認識

【こども家庭課関係】

- ・こども家庭課への電話の内容
- ・温水議員が市に求めた対応
- ・温水議員の窓口での発言の真意

- ・職員への心理的影響（精神的ストレス）についての見解
- ・「パワーハラスメント行為」「不当要求行為」についての認識

○温水ともひさ議員への聞き取り【温水ともひさ議員入室】

- ・聞き取りにおいて、音声データを提供したい旨の申し出あり
- ・審査会が音声データの提供を許可
- ・3件の音声データの提供があり、審査会で確認

※秘密会での聞き取りにつき、内容については不掲載

⇒上記のとおり説明・確認 **実施**

④「政治倫理規程第3条の政治倫理基準」に抵触したか否かについて

- ・審査会において、温水議員及び執行部の双方へ聞き取り等を実施した結果、当該日に起こった事象について、事実として一致をみたのは以下の事象。

○障がい福祉課の事案における、「大声を出した」、「机を叩いた」、「ベルを連打した」
「録音データを窓口で再生した」ことについて

○こども家庭課の事案における、閉庁後の電話でのやり取りについて、温水議員の
「今から市役所に行く」との来庁の申し出に対し、担当課は「本日はもう時間外になりますので」と伝えたにも関わらず勤務時間外に来庁し対応させたことについて

以上のことから、総合して「都城市議会議員政治倫理規程第3条（政治倫理基準）第3項」に該当するものと『賛成多数（委員長を除く5名の委員中4名の賛成）』で認定した。

⇒上記のとおり協議 **決定**

⑤報告書について

- ・次回の審査会において、調整する。

⇒上記のとおり確認 **了承**

（2）次回の審査について

①次回開催日について

- ・第10回政治倫理審査会は、11月12日（水）10時から「秘密会」で開催する。

⇒上記のとおり協議 **決定**

②措置について

- ・次回の審査会で協議する。

⇒上記のとおり協議 **決定**

2 その他 なし

第 10 回審査会

令和 7 年 11 月 12 日（水） 10 : 00 ～ 11 : 52

委員 6 名出席 ※秘密会での開催

1 協議事項

(1) 本日の協議内容について

①対象議員への措置について

- ・都城市議会議員政治倫理規程第 8 条（議会の措置）に係る各委員の意見聴取
 - (1) 議場において陳謝すること
 - (2) 議会における役職を辞任すること
 - (3) 議員の辞職勧告を行うこと
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、審査会及び議長が必要と認める措置

措置の内容について協議、採決した結果、

都城市議会議員政治倫理規程 第 8 条第 4 号にもとづき「議長による厳重注意（口頭）」
が妥当であると、『全会一致』で決定

②政治倫理審査会審査結果報告書について

- ・審査結果報告書の内容について協議・確認
 - ※様式第 2 号（報告書）
 - ※報告書添付の別紙（会議記録）
- ・確認した報告書（初稿）に、本日の会議に係る内容を追加し、11 月 13 日（木）、
正副委員長で最終確認する。

⇒上記のとおり協議・確認 決定

(2) 議長への答申について

- ・11 月 14 日（金）、「政治倫理審査会審査結果報告書」を議長へ提出する。

⇒上記のとおり協議 決定

2 その他 なし

～審査終了～